

紀の川市災害用井戸の登録に関する要綱

令和8年4月1日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害により水道が断水状態になった場合に備え、洗濯、風呂、トイレ、掃除等の生活用水（飲用水を除く。）を確保するため、市内にある井戸の所有者（以下「井戸所有者」という。）の協力により、災害時に井戸所有者以外の者が利用することができる井戸（以下「災害用井戸」という。）として登録することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 災害用井戸の登録要件は、次のとおりとする。

- (1) 災害時に井戸水を無償で提供することができること。
- (2) 井戸の所在地を公表できること。
- (3) 現に使用している井戸であって、今後も引き続き使用を予定しているもの。

(登録の手続)

第3条 井戸水を提供する意思のある井戸所有者は、紀の川市災害用井戸登録申出書（様式第1号）に必要な事項を記載し、市長に申し出るものとする。

- 2 市長は、前項の申出書を受理したときは、その内容を審査し、登録の適否を決定したときは、その結果を当該申出者に紀の川市災害用井戸登録適否決定通知書（様式第2号）により通知し、適当と認めたものについては紀の川市災害用井戸登録標識（以下「登録標識」という。）を交付する。

(利用者の遵守事項)

第4条 災害用井戸の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害用井戸の第三者による利用は、災害時に限られ、利用することができる時間は井戸所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- (2) 災害用井戸の利用は、井戸所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (3) 災害用井戸の所有者から井戸に関する管理運営上の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

(登録期間)

第5条 登録の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 年度途中に登録された災害用井戸の登録の期間は、その登録の日が属する年度の末日までとする。

- 3 前2項に定める登録の期間の満了までに市長又は井戸所有者のいずれからも申出のないときは、その登録は同一条件をもって更に1年その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録内容の変更)

第6条 井戸所有者は、災害用井戸の登録内容に変更が生じた場合は、紀の川市災害用井戸登録変更申出書（様式第3号）により市長に申し出るものとする。

- 2 市長は前項の変更申出書を受理したときは、その内容を審査し、当該申出者に紀の川市災害用井戸登録変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(登録の解除)

第7条 井戸所有者は、次の各号に掲げる場合は、紀の川市災害用井戸登録解除申出書（様式第5号）により、市長に申出をし、登録標識を返却するものとする。

- (1) 災害用井戸を廃止した場合
- (2) 災害用井戸の使用を停止した場合
- (3) 災害用井戸を譲渡した場合
- (4) 災害時に井戸水を提供することができなくなった場合

- 2 市長は、次の各号に掲げる場合は、災害用井戸の登録を解除することができる。

- (1) 前項の規定による申出があった場合
- (2) 第2条の規定による登録要件を満たさなくなった場合
- (3) その他市長が災害用井戸として適当でないと認めた場合

- 3 市長は、前項の規定により災害用井戸の登録を解除する場合、紀の川市災害用井戸登録解除通知書（様式第6号）により当該井戸所有者に通知するものとする。

(免責)

第8条 災害用井戸の利用により利用者の身体又は財産に被害が生じた場合は、当該井戸所有者の故意による場合を除き、当該井戸所有者はその責めを負わないものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

紀の川市災害用井戸登録申出書

年 月 日

（宛先）紀の川市長

住 所
申出者 氏 名
電話番号

次の井戸について、紀の川市災害用井戸の登録に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により申し出ます。

井戸の所在地	☐ 住所と同じ ☐ その他 ()
井戸の設備	☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ 手押しポンプと電動ポンプハイブリッド ☐ 釣瓶 ☐ その他 ()
利用可能時間	
☐ 井戸の所在地を公表することに同意します。 ☐ 災害時に地域住民等が井戸水の提供を受ける際に、所在地に立ち入ることに同意します。	

（申出者）様

紀の川市長

紀の川市災害用井戸登録適否決定通知書

年 月 日付けで申出のありました災害用井戸の登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 災害用井戸に登録しました。

登録番号	
所在地	
井戸の設備	☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ 手押しポンプと電動ポンプハイブリッド ☐ 釣瓶 ☐ その他（ ）
利用可能時間	

備考

紀の川市災害用井戸の登録に関する要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき登録内容が変更となる場合又は第 7 条第 1 項の規定に基づき登録を解除する場合は、変更又は解除申出書を速やかに市長に提出してください。

2. 災害用井戸に登録できませんでした。

理由

様式第3号（第6条関係）

紀の川市災害用井戸登録変更申出書

年 月 日

（宛先）紀の川市長

住 所
申出者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により登録決定を受けた災害用井戸の登録内容の変更について、紀の川市災害用井戸の登録に関する要綱第6条第1項の規定により次のとおり申し出ます。

登録番号		
変更	変更前	変更後
所在地		
井戸の設備	☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ 手押しポンプと電動ポンプ ハイブリッド ☐ 釣瓶 ☐ その他（ ）	☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ 手押しポンプと電動ポンプ ハイブリッド ☐ 釣瓶 ☐ その他（ ）
利用可能時間		
変更理由		

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

（申出者） 様

紀の川市長

紀の川市災害用井戸登録変更通知書

年 月 日付けで申出のありました紀の川市災害用井戸の登録変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

変更事項	項目		
	内容	変更前	
		変更後	
登録番号			
所在地			

備考

紀の川市災害用井戸の登録に関する要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、登録内容が変更となる場合又は第 7 条第 1 項の規定に基づき登録を解除する場合は、変更又は解除申出書を速やかに市長に提出してください。

様式第 5 号（第 7 条関係）

紀の川市災害用井戸登録解除申出書

年 月 日

（宛先）紀の川市長

住 所
申出者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により登録決定を受けた災害用井戸の解除について、
紀の川市災害用井戸の登録に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により次のとおり申し出ます。

登録番号	
所在地	
井戸の設備	☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ 手押しポンプと電動ポンプハイブリッド ☐ 釣瓶 ☐ その他（ ）
解除理由	

年 月 日

（申出者） 様

紀の川市長

紀の川市災害用井戸登録解除通知書

年 月 日付けで申出のありました紀の川市災害用井戸の登録解除について、
次のとおり決定しましたので通知します。

登録番号	
所在地	
解除理由	